

教安第100号  
令和3年4月20日

各市町村教育委員会  
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部  
学校安全保健課長  
(公印省略)

河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について（依頼）

このことについて、令和3年4月16日付け事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり周知の依頼がありました。

つきましては、国土交通省におけるこれらの取組を十分活用し、学校における指導の参考にしていただくようお願いいたします。

今年度は新型コロナウイルス感染症に係る対策から、比較的密が避けられる屋外である河川を利用する機会が、例年に比べ増加することが考えられます。また、大型連休や夏季休業中にかけて河川水難事故の多発が懸念されるところです。

各市町村教育委員会におかれましては、改めて、下記事項に留意の上、貴管下の園・学校における水難事故防止対策が講じられるよう御配意願います。

記

《水難事故防止対策の徹底について》

- 1 保護者、地域及び関係機関と連携しながら安全点検等を行い、転落等の恐れがある場所、水藻が繁茂している場所、水温の変化や水流の激しい場所、深みのある場所等、危険と思われる箇所を把握する。
- 2 池や川等で防護柵がないなど危険な箇所へ絶対に立ち入らないよう指導する。
- 3 天候不良時（急な天候の悪化が予想される時を含む）、体調が悪いときなど水難事故の恐れが高いときは、釣り、水泳及び水遊び等を行わないよう指導する。
- 4 水遊び等における保護者の付添いを呼びかけるなど、発達段階に応じた安全対策を講じる。

担当  
千葉県教育庁教育振興部  
学校安全保健課 安全室  
指導主事 井桁 剛志  
TEL 043-223-4091

教安第100号

令和3年4月20日

各教育事務所長様

教育振興部学校安全保健課長

河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、貴域内の市町村教育委員会学校安全  
主管課長宛てに依頼しましたので、御了知願います。

担当

教育振興部学校安全保健課

安全室 指導主事 井桁 剛志

TEL 043-223-4091



教安第100号  
令和3年4月20日

各市町村教育委員会  
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部  
学校安全保健課長  
(公印省略)

河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について (依頼)

このことについて、令和3年4月16日付け事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり周知の依頼がありました。

つきましては、国土交通省におけるこれらの取組を十分活用し、学校における指導の参考にしていただくようお願いいたします。

今年度は新型コロナウイルス感染症に係る対策から、比較的密が避けられる屋外である河川を利用する機会が、例年に比べ増加することが考えられます。また、大型連休や夏季休業中にかけて河川水難事故の多発が懸念されるところです。

各市町村教育委員会におかれましては、改めて、下記事項に留意の上、貴管下の園・学校における水難事故防止対策が講じられるよう御配慮願います。

記

《水難事故防止対策の徹底について》

- 1 保護者、地域及び関係機関と連携しながら安全点検等を行い、転落等の恐れがある場所、水藻が繁茂している場所、水温の変化や水流の激しい場所、深みのある場所等、危険と思われる箇所を把握する。
- 2 池や川等で防護柵がないなど危険な箇所へ絶対に立ち入らないよう指導する。
- 3 天候不良時（急な天候の悪化が予想される時を含む）、体調が悪いときなど水難事故の恐れが高いときは、釣り、水泳及び水遊び等を行わないよう指導する。
- 4 水遊び等における保護者の付添いを呼びかけるなど、発達段階に応じた安全対策を講じる。

担当  
千葉県教育庁教育振興部  
学校安全保健課 安全室  
指導主事 井桁 剛志  
TEL 043-223-4091

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について（依頼）

このことについて、令和3年4月16日付け事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり周知の依頼がありました。

については、国土交通省におけるこれらの取組を十分活用し、学校における指導の参考にさせていただきようお願いします。

今年度は新型コロナウイルス感染症に係る対策から、比較的密が避けられる屋外である河川を利用する機会が、例年に比べ増加することが考えられます。また、大型連休や夏季休業中にかけて河川水難事故の多発が懸念されるところです。

各学校においては、改めて、下記事項に留意の上、水難事故防止について徹底いただくようお願いします。

記

《水難事故防止対策の徹底について》

- 1 保護者、地域及び関係機関と連携しながら安全点検等を行い、転落等の恐れがある場所、水藻が繁茂している場所、水温の変化や水流の激しい場所等、危険と思われる箇所の把握を行う。
- 2 池や川等で防護柵がないなど危険な箇所へ絶対に立ち入らないよう指導する。
- 3 天候不良時（急な天候の悪化が予想される時を含む）、体調が悪いときなど水難事故の恐れが高いときは、釣り、水泳及び水遊び等を行わないよう指導する。
- 4 水遊び等における保護者の付添いを呼びかけるなど、発達段階に応じた安全対策を講じる。

担当  
教育振興部学校安全保健課  
安全室  
指導主事 井桁 剛志  
TEL 043-223-4091

事務連絡  
令和3年4月16日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

### 河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について

平素より、当省の安全教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このたび国土交通省より「河川水難事故防止の取組実施」について、別添のとおり、協力依頼がありました。今年度は新型コロナウイルス感染症に係る対策から、比較的密が避けられる屋外である河川を利用する機会が、例年に比べて増加することも考えられます。また、大型連休期間（ゴールデンウィーク）及び学校等の夏休みにかけて、河川水難事故の多発が懸念されます。国土交通省における別添の取組も十分活用し、学校における指導の参考にさせていただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 防災教育係  
電話：03-5253-4111（内線2670）  
E-mail：anzen@mext.go.jp



国 水 環 第 8 号  
令 和 3 年 4 月 15 日

文 部 科 学 省  
総 合 教 育 政 策 局  
男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 長 殿

国 土 交 通 省  
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局  
河 川 環 境 課 長  
( 公 印 省 略 )

### 河川水難事故防止の取組実施についての協力願い(依頼)

国土交通省では、河川愛護月間(7月1日～7月31日)のうち、7月1日～7日を、「**河川水難事故防止週間**」と位置付け、毎年、河川における水難事故防止に関する啓発を重点的に行っているところです。

例年ゴールデンウィーク期間から学校等の夏休み期間にかけては河川利用者が増加する傾向があり、特に、新型コロナウイルスの蔓延状況から密を避けられると考えられる屋外レジャー利用者の増加が想定され、今年度も河川水難事故発生が懸念されます。

河川利用は基本的には自由使用であり、河川利用者が安全に河川を利用出来るようにするためには、行政からの情報提供等に加えて、河川利用者自らが水難事故の危険性に対する認識を持つとともに、河川利用者が安全に利用出来るよう、地域に住む人々が身近な河川の状況を常日頃から注視し、河川利用者の危険回避を促すような地域力の向上も望まれるところです。

国土交通省においては、各地域での新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた上で、普及啓発活動に取り組んで参りますので、貴省の関係機関へ周知して頂きますようお願いいたします。

普及啓発に係る実施内容につきましては、別紙を参照願います。

## 【実施内容】

実施内容については、各地域での新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて行います。

### 1. 河川水難事故防止に向けた協働の推進

国土交通省においては、教育関係機関を含め関係機関との河川水難事故防止に向けた認識の共有・取組の協働等を推進して参ります。

### 2. 水難事故防止に関する講習会等の実施

国土交通省において予定しているイベント・説明会等において、可能な範囲で河川の安全利用を啓発している団体などと連携を図りつつ、水難事故防止に関する説明・講習などを実施して参ります。

### 3. 重点的な河川巡視の実施

日頃から実施している河川巡視において、水難事故が多発する場所を追加し、若しくは重点的に点検を実施して参ります。

### 4. 河川水難事故防止の「出前講座等」の実施について

児童の水難事故が多くなる夏休み期間に先立ち、河川水難事故防止週間を中心に、河川水難事故防止に関する出前講座等を可能な範囲で積極的に実施して参ります。

### 5. ホームページ等による情報発信について

河川水難事故防止週間中及び夏休み期間中に実施、または予定の河川水難事故防止の啓発に関する内容を含んだ出前講座等の実施(予定)日、講座名、内容、実施対象等を各地方整備局等において積極的な情報発信を実施して参ります。

(参考)国土交通省HP

河川水難事故防止「出前講座の実施予定」

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/anzen/index3.html>

※今年度の予定はとりまとめ次第更新の予定です。

国土交通省 出前講座のご案内

[http://www.mlit.go.jp/delivery\\_lecture/delivery\\_lecture.html](http://www.mlit.go.jp/delivery_lecture/delivery_lecture.html)

## <参考情報>

関係報告書や取り組み事例、リーフレット等の参考情報は下記URLからご覧いただけます。

### (1)関係施策

提言「恐さを知って川と親しむために」(平成 12 年 10 月)

急な増水による河川水難事故防止アクションプラン(平成 19 年 7 月)

中小河川における水難事故防止策検討 WG 報告書(平成 21 年 1 月)

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/anzenriyou.html>

### (2)平常時における看板作成に困ったら

下記 URL から「第 2 回 中小河川における水難事故防止策検討 WG」にて議論されました注意看板の「記載内容の考え方と具体例」が参照できます。

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/tyusyokasen\\_WG/dai02kai/dai02kai\\_siryous3-3.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tyusyokasen_WG/dai02kai/dai02kai_siryous3-3.pdf)

### (3)河川事務所の取組事例

中国地方整備局 太田川河川事務所 「水辺の安全教室」の例

<http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/topics/news/pdf27/20150623press-mizubenoannzennkyousitu.pdf>

中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 河川安全利用推進協議会の例

[http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/garbage/pdf/kyougikai\\_20150622.pdf](http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/garbage/pdf/kyougikai_20150622.pdf)

中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 水難事故マップの作成例

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/garbage/pdf/suinanjiko-map.pdf>

### (4)リーフレットや水難事故防止動画

安全に楽しく川や水辺で活動するために活用を図っていただき、水難事故の防止にお役立願います。

リーフレット

- 川遊び安全ノート「えんじょいりバー」(公益財団法人 河川財団 作成)

URL: [http://www.kasen.or.jp/Portals/0/pdf\\_mizube/enjoyriver.pdf](http://www.kasen.or.jp/Portals/0/pdf_mizube/enjoyriver.pdf)

- 水辺の安全ハンドブック(公益財団法人 河川財団 作成)

URL: <http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>

- ～MIZUBE ASOBI GUIDE～(水管理・国土保全局 河川環境課 作成)

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/pdf/mizubeasobiguide.pdf>

水難事故防止動画

- 小学校の児童向け RPG 風動画「リバーアドベンチャー・川に魅せられし者たち」  
(水管理・国土保全局 河川環境課 作成)

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/index.html>



## <参考情報>

### (5)ライフジャケット着用の普及キャンペーン

子どもの水辺サポートセンター(公益財団法人河川財団内に設置)等では、河川水難事故防止のため、川や水辺での事故を減らし、安全で楽しい体験活動ができるようライフジャケット着用を普及する取り組みの一環として「ライジャケ・オン・キャンペーン」を全国で開催する予定です。詳細は子どもの水辺サポートセンターHPを参照ください。

ライジャケ・オン・キャンペーンURL：<http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid230.html>

### (6)川の指導者養成講座

河川水難事故防止に関する体験活動を行う場合は、正しい知識に基づき関連する資格を有している者が行う、または、サポートすることが望ましいとされています。そのため、指導者を養成する講座を活用することが望ましいです。

(NPO 法人 川に学ぶ体験活動協議会:通称RAC)

<http://www.rac.gr.jp/01topnav/newsidosya.html>

### (7)全国の水難事故マップ

子どもの水辺サポートセンター(公益財団法人河川財団内に設置)では、河川水難事故防止のため、川や水辺を活用した安全で楽しい体験活動を推進するための取り組みの一環として「全国の水難事故マップ」を同センターのホームページ上で公開しています。

全国の水難事故マップURL：<http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid118.html>

# 河川安全利用の取組

## 河川水難事故防止の取組の事例

○各地域において、看板や警報装置の設置が進んでいる。

### ■警報装置の設置

大雨・洪水注意報及び警報が発令されると回転灯が点灯。

- ・都賀川 14箇所設置(平成21年4月1日運用開始)
- ・その他の河川についても順次設置

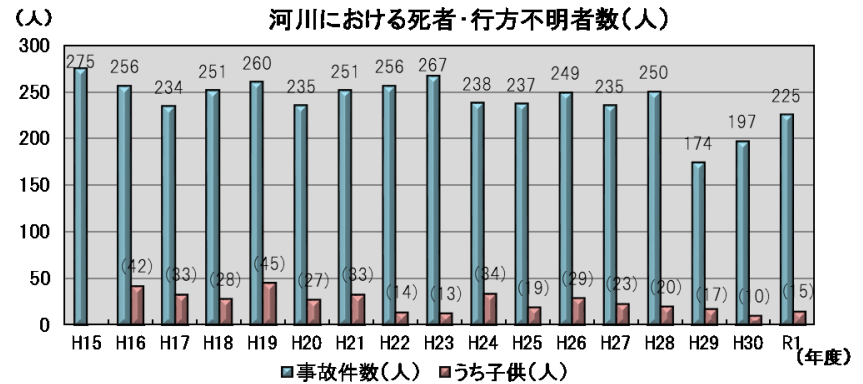


### ■看板の設置

設置場所に応じ記載内容を工夫



## 河川水難事故は毎年多発



○平成20年7月の都賀川水難事故では、児童3人を含む5人が死亡

○河川管理者だけでなくNPO等による啓発活動も実施されている。

RAC(NPO法人川に学ぶ体験活動協議会)\*は、全国一斉1万人川の流れ体験キャンペーン(7月1日~8月31日)を実施。



\* 地域で活発に活動する市民団体やNPOが主体となり、人材育成や河川における体験活動を実施し、「川に学ぶ」社会の実現を目指す。(平成12年9月に任意団体設立。平成17年12月14日にNPO法人登録。)

# 河川水難事故防止週間の取り組み

昭和49年より毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施。  
平成21年度より7月1日～7日を「河川水難事故防止週間」として河川愛護月間の一部に位置付け。

## 【目的】

- ・河川利用者に対し、川を利用する際の安全意識の向上を促す。

## 【取組】

- ・河川水難事故防止に関する啓発活動の全国展開
- ・出前講座の集中的な実施

(河川水難事故防止HP) <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/anzen/index.html>



出前講座や安全  
講習会の実施



河川水難事故防止訓練  
溪流歩き



合同巡視  
(水難事故防止連絡協議会)